

食の安全安心の確保に関する基本的 な計画

平成 1 8 年 3 月

宮 城 県

食の安全安心の確保に関する基本的な計画

目 次

第 1	計画策定の考え方	1
1	計画策定の背景	
2	基本的事項	
(1)	計画の目的	
(2)	計画の位置付け	
(3)	計画策定の方法	
(4)	計画の期間	
第 2	施策の大綱	4
1	安全で安心できる食品の供給の確保	
2	食の安全安心に係る信頼関係の確立	
3	食の安全安心を支える体制の整備	
第 3	現状及び課題	5
1	安全で安心できる食品の供給の確保	
(1)	現状	
(2)	課題	
2	食の安全安心に係る信頼関係の確立	
(1)	現状	
(2)	課題	
3	食の安全安心を支える体制の整備	
(1)	現状	
(2)	課題	
第 4	施策の展開	11
1	安全で安心できる食品の供給の確保	
(1)	生産及び供給体制の確立	
(2)	監視及び指導並びに検査の徹底	

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

(2) 県民参加

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び連携強化

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

第5 計画の推進 22

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

近年，食品の生産技術及び加工技術の進歩並びに食品流通の広域化及び国際化が急激に進み，それに付随してリスクの発生要因も大きく変化するとともに，増加しており，食品による健康被害の大規模化，原因究明の困難化等をもたらしています。

また，国内での腸管出血性大腸菌群O157及び黄色ブドウ球菌等による集団食中毒の発生，牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生，食肉の産地表示の偽装，輸入野菜の残留農薬，韓国産輸入生かきの県産生かきへの混入等食に対する消費者の信頼が大きく揺らいだことから，信頼を確保するための行政の取組を強化するよう求められています。

国においては，BSEを始め，食を巡るさまざまな問題が発生したことから，これまでの食品安全行政の検証を行うとともに，食品の安全性の確保についての基本理念や関係者の役割などを定めた食品安全基本法（平成15年法律第48号）を制定し，基本的な方針を定めることにより，食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進しています。また，食品安全基本法の制定に伴い，食品安全委員会を内閣府に設置し，食品の安全性について科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。

さらに，食の安全安心の確保に向けて食品衛生法（昭和22年法律第233号），農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）等関係法令の改正を行うなど監視及び指導の強化を行っています。

本県においては，韓国産輸入生かきの県産生かきへの混入などの問題が発生したことにより，消費者の信頼性が損なわれ，食の安全安心の確保の必要性が高まったことから，平成15年3月に，みやぎ食の安全安心基本方針を策定するとともに，同年9月に，その具体的な行動計画として，計画年次を平成15年度から17年度までとするみやぎ食の安全安心アクションプラン

を策定しました。また、平成16年4月には、みやぎ食の安全安心基本方針の考えを引継ぎ、本県における食の安全安心確保の拠りどころとなるみやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号。以下「条例」という。）を施行しました。これらに基づいて、施策及び事業を推進し、安全で安心できる食品の生産及び供給の体制の確立とともに、監視及び指導の強化、情報の共有及び相互理解の促進、食の安全安心のための体制整備等に努めています。同時に、食の安全安心の確保のためには、県民総参加の形での取組を進める必要があるとの視点に立ち、生産者、事業者、消費者及び行政が共に連携し、及び協働し、食の安全安心の確保を目指す食の安全安心県民総参加運動（以下「県民総参加運動」という。）を推進しています。

今後、食の安全安心の確保をより確実にするためには、条例を基本とし、条例に定められた、県、生産者及び事業者の責務並びに消費者の役割を十分に認識しながら果たしていくことが求められます。

これらを踏まえ、平成22年度までの食の安全安心に関する施策を食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）として定め、実施していくものです。

2 基本的事項

(1) 計画の目的

条例第1条に掲げる「県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性の確保」を実現するため、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

基本計画は、条例第6条第1項により作成され、条例第3章に定める施策について、具体的な取組を推進するための計画とします。

なお、条例附則第2項において「みやぎ食の安全安心アクションプラン（政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。）は、第6条第1項の基本計画とする」とされています。

(3) 計画策定の方法

基本計画の策定に当たっては，条例第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定により，県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じ，並びにみやぎ食の安全安心推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴き，計画の内容に反映するとともに，議会の議決を経て計画を策定します。

なお，基本計画の変更に当たっても，同条第 6 項の規定により同様の方法をとることとしています。

(4) 計画の期間

この計画の実施期間は，平成 1 8 年度から平成 2 2 年度までの 5 年間とします。

第2 施策の大綱

食の安全安心を確保するためには、安全で安心できる食品の供給の確保、食の安全安心に係る信頼関係の確立及び食の安全安心を支える体制の整備が必要です。

以上のことから、施策の大綱を以下のとおり定めます。

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、生産現場又は流通段階で生産者、事業者が取り組む食の安全安心を行政が支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策です。

特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、安全をキーワードとしています。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

生産者、事業者、消費者及び県が共に連携し、及び協働しながら、食の安全安心を作り上げていく施策です。

安心して食品を選択するためには、生産者、事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、安心をキーワードとしています。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、及び推進していく施策です。

関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、推進をキーワードとしています。

第3 現状及び課題

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 現状

消費者の信頼の確保を目指し、安全で安心できる食品の生産及び供給体制を確立するため、生産者及び事業者に対する各種支援を実施しています。

農産物においては、農薬及び化学合成肥料の低減に一体的に取り組むエコファーマー（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき、県が認定した農業者をいう。以下同じ。）を育成するとともに、適正な病虫害の防除、農薬の適正な使用等栽培管理全般における指導を実施しています。また、信頼を確保するため、優良種子を生産し、及び確保し、県内各地域ごとに策定された生産基準を遵守するとともに、どのように生産、加工及び流通されたかについて、追跡又はさかのぼって調査できる仕組み（以下「トレーサビリティシステム」という。）の導入を推進しています。

畜産物においては、家畜の疾病予防等を図るため、衛生検査及び飼養状況調査並びに飼養管理の指導を実施するとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づく個体の登録を指導しています。

水産物においては、生産から出荷までの各段階における衛生的な生産体制の構築を指導するとともに、養殖業者に対しては水産用医薬品の適正な使用を指導しています。

食品の製造業者及び加工業者に対して、HACCP（危害分析重要管理点）の考え方に基づく衛生管理手法の導入を支援するとともに、卸売市場等に対しても、このHACCPの考え方を参考にした品質及び衛生管理手法の導入を促進しています。

また、事業者等に対する監視及び指導については、食品衛生法に基づき、食中毒の発生を防止するとともに違反食品を排除し、食品の安全性を確保

するため、製造、加工、調理、販売等を行う施設の監視及び指導を計画的に行っています。

県内に流通する食品に対して残留農薬、残留動物用医薬品、カビ毒及び細菌、食品添加物等の検査を実施し、安全で安心できる食品の流通に努めています。さらに、安全な食肉を供給するため、と畜場法（昭和28年法律第114号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく疾病等の検査及び食肉及び食鳥の処理施設に対する定期的な監視及び指導を行っています。なお、BSEスクリーニング検査（以下「BSE検査」という。）については、全頭検査を行ない、国産牛肉の安全性を確認しています。

かきの衛生対策については、かき処理場等かきの取扱業者の監視及び指導、養殖海域の海水検査、かきの成分規格、貝毒、ノロウイルス等の検査を行い、安全性の確保に努めています。また、袋詰業者に対しては、輸入生かき偽装防止特別監視チームを設置し、輸入生かき偽装防止特別監視員（オイスターGメン）が表示の確認及び台帳確認等調査を定期的に行い、偽装の防止に努めています。

遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品及び保健機能食品については、定期的に製造施設及び販売店に対して監視及び指導を実施し、成分の検査及びJAS法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法、健康増進法（平成14年法律第103号）等に規定する食品の表示（以下「食品表示」という。）の調査を行い、違反食品の流通防止に努めています。

食品表示については、JAS法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、健康増進法等に基づき、監視及び指導を行っています。また、県が委嘱した宮城県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）が県内の店舗における食品表示の状況について調査確認を行った報告を基に、適正な表示を行うよう指導を徹底し、食品の信頼の確保に努めていま

す。

(2) 課題

農林水産物又はこれを原材料にして製造し、若しくは加工された食品は、市場、運送業者、販売店や飲食店などを経て消費者に届きますが、食の安全安心を確保するためには、こうした生産から流通、販売及び消費の全ての段階で安全で衛生的な食品の取扱が行われる必要があります。

食品の生産段階での安全が確保されるためには、農薬の適正な使用、家畜の疾病予防、養殖水産物の衛生管理等に努めるとともに、製造、加工及び流通段階では衛生管理、鮮度保持等の徹底を図っていく必要があります。また、人と環境にやさしい農業の推進、トレーサビリティシステム等の消費者に安心を与える仕組みづくりに、引き続き取り組んでいく必要があります。

さらに、食品の生産及び取扱が適切に行われているか、並びに適正な食品表示が行われているかについて、施設の監視及び指導並びに食品検査により、食品の安全性及び適正な表示の確認を行い、その結果を分かりやすく公表するなど県民が安心できるよう監視及び指導並びに検査を行う必要があります。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 現状

消費者に対する食の安全安心に関する情報の提供については、関係各課のホームページへの掲載及び県広報誌、パンフレット等の配布を行っています。また、国から提供される国内外の食の安全安心に関する情報については、消費者等に対し速やかな提供に努めています。

また、顔の見える関係づくりとして、交流会等の開催を通じ、消費者と生産者とのネットワークづくりを推進しています。

消費者が生産者及び生産現場を知ること並びにそこで採れた食材及び食文化を認識することは、信頼関係の構築には大事です。その支援の一環と

して、地産地消、学校給食での地元食材の活用促進など各種支援を実施しています。また、食文化に代表される地域固有の文化及び食の大切さを子供に伝えていくため、食育推進ボランティアを育成し、地域の伝統的な食文化の保存、伝承などの取組への支援を実施しています。

県民自ら参加できる場として、みやぎ出前講座を通じ食の安全安心に係る学習会を支援するとともに、食の110番及び食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する積極的なかわりを支援しています。また、県民総参加運動としてみやぎ食の安全安心取組宣言（以下「食の安全安心取組宣言」という。）への参加、みやぎ食の安全安心消費者モニター（以下「消費者モニター」という。）の登録等を促進しています。

(2) 課題

食の安全安心の確保のためには、行政による監視及び指導並びに検査を行うとともに、生産者及び事業者の積極的で自主的な取組並びに消費者の自主的な取組が不可欠です。生産者及び事業者による食の安全安心のための自主管理を推進するとともに、消費者が食に関する正しい知識を身につけたり、生産者及び事業者の取組並びに行政の施策について関心を持ちながら、食についての理解を深めていくことが必要です。

このため、行政から食の安全安心に関する情報提供を積極的に行うとともに、県民総参加運動として生産者、事業者及び消費者が連携し、及び協働して取り組むための仕組みづくりをさらに進め、相互理解を促進していく必要があります。

施策の展開に当たっては、県民の意見を広く聴取し、それらの意見を施策に反映していく必要があります。特に、県民の関心の高い施策については、県民の意見を十分に聴取し、施策に反映していく必要があります。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 現状

食に対する安全安心施策を総合的に推進するため、全庁横断的な組織と

して、平成15年10月に宮城県食の安全安心対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するとともに、平成17年4月にみやぎ食の危機管理基本マニュアルを策定し、みやぎ食の危機管理対応チームが中心となり食の安全安心に関する危機発生の未然防止や危機発生時における迅速な対応ができる体制が整備されました。

また、対策本部における牛海綿状脳症対策専門部会、輸入生かき混入防止対策専門部会及び無登録農薬問題対策専門部会の設置並びに各課における個別マニュアルの策定により、様々な食の危害に対する的確に対応しています。食品衛生上の危害の状況等については、マスコミ等を活用し、速やかに情報提供を行っています。

推進会議における食の安全安心確保に関する意見交換及び県内各地域での地方懇談会の開催により、消費者、生産者及び事業者との意見交換を通じ、県民の意向の把握に努め、施策に反映しています。

食品流通の広域化に対応するため、食品衛生法等に基づく検査の結果、輸入食品等の広域流通食品に違反があった場合には、国、関係自治体等に適切な措置を講ずるよう依頼するなど関係機関と連携を図り、安全性の確保に努めています。また、JAS法に基づく食品表示の監視及び指導については、必要に応じ、国、都道府県及び市町村と連携を図り、適切な措置を講じています。

事業者に対する、効果的な衛生指導を行うためには、科学的な知見に基づいた監視及び指導が必要であることから、保健環境センターでは食品衛生に関する調査及び研究並びに農業・園芸総合研究所等各研究機関では農林畜水産物の生産段階における安全性確保のための調査及び研究に取り組んでいます。

(2) 課題

食の安全安心の確保は、全庁横断的に取り組むテーマであり、総合的な視野に立って施策の推進を図っていく必要があります。また、平常時から食

の安全安心に対する危機及び危害の未然防止の対策を講ずるとともに、危機が発生した場合には、迅速かつ的確に対応し、被害の拡大防止が図られるよう、情勢の変化に対応しながら危機管理体制の充実を図っていく必要があります。

さらに、食の安全安心の確保のための調査、研究等を推進するとともに、国、都道府県、市町村及び関係機関との連携を確保していくことが必要です。

食の安全安心の確保に係る施策推進においては、推進会議での意見交換を踏まえ、施策に反映していく必要があります。

第4 施策の展開

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

食品の生産においては、安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えられるよう、生産者自らが食の安全安心の必要性を身近に感じ、取り組むことが必要であり、その取組を促進します。

(イ) 農業関係では、農薬及び化学肥料の低減に取り組むエコファーマーの認定及び栽培技術の支援を行うとともに、研修会等を通じ、生産現場で食の安全を定着するよう支援します。

(ロ) 米、麦及び大豆の主要農作物並びに青果物の生産履歴が確認できるトレ－サビリティシステムの導入を支援します。

(ハ) 安全な農産物生産を行うため、病原微生物、汚染物質及び異物の混入等の食品衛生上の危害を最小限に抑えることを目的に、これら危害要因への対応策を示す指針としてGAP（適正農業規範）に基づいた自主的な衛生管理を実践する取組を推進します。

(ニ) 植物防疫情報総合ネットワーク（JPP－NET）を活用し、農薬の最新情報を提供することにより農薬の適正な使用による安全な農産物生産を支援します。

(ホ) 牛については、個体識別番号耳標の装着の徹底を推進し、生産から流通に至る各段階で個体識別できるシステムを支援します。

(ハ) 水産関係では、漁業協同組合の生産施設の整備等を支援し、衛生的な環境づくりを促進します。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
エコファーマー認定数	835人	2,500人
牛の個体識別番号耳標装着率	100%	100%

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

食の安全安心のためには、個々の生産者だけでは解決しにくい課題等があります。生産者が積極的に安全な農産物の生産に取り組むことができる環境を整備します。

- (イ) 病虫害検定診断の実施及び発生予察の効率化を図るとともに、特定病虫害の発生予察に関する情報等を関係機関及び農業者に提供し、適正な防除を支援します。
- (ロ) 人と環境にやさしい農産物生産のための土づくりを支援します。
- (ハ) カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、カドミウム吸収抑制資材の散布、適正な水管理の徹底を図ります。また、基準値超過米を隔離し、市場流通阻止に向け農業関係団体等への指導を徹底します。
- (ニ) 家畜の疾病予防のための特定疾病の検査を実施するなど家畜伝染病の発生防止を支援します。
- (ホ) 水産関係では、食中毒の原因となる貝毒の検査を実施するとともに、生産者が行う生かきのノロウィルスの自主検査を支援し、安全な生産物の出荷を支援します。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
農作物有害動物発生予察情報発行回数	予察情報(11回) (その他注意報等12回)	予察情報(11回) (その他注意報等12回)

八 事業者に対する支援

事業者自らが消費者に安全安心な食品提供を行うための取組を支援します。

- (イ) 高度な衛生管理による食品の供給を行うため、加工場、魚市場等における鮮度及び衛生管理の強化、加工場のHACCP方式導入の促進等基盤整備を推進します。
- (ロ) 安全安心な食品を供給するため、事業者等に対する指導及び研修を充実させるとともに、生産段階及び流通段階における鮮度及び品質の向上に関する事業者等の主体的な取組を促進し、中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築に向けた産地情報及び製品情報の積極的な提供等に関する主体的な取組を支援します。
- (ハ) HACCPの考え方を取り入れ、一定水準以上の衛生管理を行っている食品製造施設については、みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度に基づく認証及び登録を行うことにより支援します。
- (ニ) 外食に対する消費者の信頼性の確保に向けて、外食事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組を支援します。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
HACCP方式導入施設数	26施設	200施設 (みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度に基づき認証を受けた施設を含む)

(2) 監視及び指導並びに検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

生産段階において安全性が確保されるよう関係法規に基づき監視及び指導を行います。

- (イ) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等関係法規に基づく農薬の使用及び残留に関する監視体制を徹底します。
- (ロ) 農薬適正使用推進員制度を導入し，農薬の適正な使用の指導を徹底します。
- (ハ) 家畜用飼料の安全性の確保のため，飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき製造工場等への立入検査を行います。
- (ニ) 肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため，肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）に基づき生産業者に立入検査を実施します。
- (ホ) 動物用医薬品の適正な使用のため，動物用医薬品の販売の取締り及び適正な使用に関する指導を行います。
- (ハ) 高病原性鳥インフルエンザの予防のため，定期的な監視（モニタリング）検査を実施します。

（主な数値目標）

項 目	基準値 (平成 16 年度)	目標値 (平成 22 年度)
肥料成分不足・違反点数割合	0 %	0 %
飼料製造工場等立入検査	34 か所	50 か所

□ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

製造，加工，調理，販売等を行う施設等に対し，関係法規に基づく監視及び指導を行います。

- (イ) 宮城県食品衛生監視指導計画を作成し，計画的な監視及び指導を行います。
- (ロ) 食品営業施設等に対する計画的かつ効果的な監視及び指導を実施します。特に，大規模食中毒が発生する恐れがある給食施設，旅館等へ

の監視を強化します。

- (ハ) 食品の規格基準の検査及び食中毒の原因究明のための調査等を適切に実施し、違反した食品等の流通を防止します。
- (ニ) 安全な食肉、衛生的な魚介類等の食品を供給するため監視及び指導並びに検査を徹底します。
- (ホ) BSE対策としては、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び県の牛海綿状脳症（BSE）検査対象月例に満たない牛のBSE自主検査要綱（平成17年8月1日施行）に基づきBSEの全頭検査を行うとともに、危険部位の除去を徹底します。
- (ハ) 食品のポジティブリスト制の導入に対応した残留農薬検査の推進を図ります。

（主な数値目標）

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
食品営業施設の監視指導率	100%	100%
かき処理場等の監視指導率	100%	100%
食品検査率	100%	100%

食品衛生監視指導計画に掲げる監視指導又は検査目標数に対し、監視及び指導実施した割合を監視指導率、又は検査を実施した割合を検査率としている。

仙台市は、食品衛生法に基づく仙台市食品衛生監視指導計画を作成し、監視及び指導に当たっている。

八 食品表示の適正化の推進

食品表示は、消費者の食品選択のための重要な情報であることから、関係法令に基づき適正化を推進します。

- (イ) 食品表示の遵守状況等を点検し、適正な表示を確保するため、店舗等における監視及び指導を行います。特に加工食品の原料原産地の表

示やアレルギー物質の表示，遺伝子組換え食品の表示等について監視及び指導を行います。

(ロ) 関係法令が多岐にわたる食品表示の制度について，食品表示についての研修会の開催等により事業者及び消費者に対する普及啓発を図ります。

(ハ) 日常の購買行動を通じて消費者の視点から食品表示について継続的に監視し，その結果を定期的に県に報告させるためウォッチャーを配置し，食品表示の適正化を推進します。

(ニ) 県民からの相談，問い合わせに対応する食の110番，食品表示110番等の食品相談窓口の充実を図ります。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
適正食品表示店舗の割合 当該年度に食品表示調査を行う総店舗数に占める適正な表示を行っている店舗（適正な表示を行っている商品の割合が80%以上であるものに限る。）の割合	69%	80%
ウォッチャー委嘱人数	40人	50人
食品表示研修会（消費者及び事業者を対象としたものに限る。）	11回	15回

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集，分析及び公開

食の安全安心の確保のためには，情報の共有が重要であることから，関係する情報を収集するとともに，その情報を速やかに県民へ提供します。

- (イ) 国，関係機関，都道府県等との連携により，食品の安全に関する情報を収集するとともに，みやぎ食の安全安心ホームページへの掲載及び各種印刷物の配布に加え，テレビ，ラジオ，新聞などのマスメディアを活用するほか，みやぎ出前講座，各種研修会など県民と接する機会を捉え，積極的な情報提供を行います。
- (ロ) 食品の安全性確保のために行う監視，指導及び検査の結果について，適時適切な公表を行います。
- (ハ) インターネット及びちらし，ポスター等各種印刷物により分かりやすい情報の提供を行います。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
みやぎ食の安全安心ホームページアクセス数	5,588件	10,000件

ロ 消費者，生産者及び事業者との相互理解の促進

食の安全安心の確保のためには，消費者，生産者及び事業者の相互理解のもと，信頼関係を構築することが重要であることから，様々な手法，機会等を活用して相互理解を促進します。

- (イ) 地域の食と農の相談窓口を設置し，消費者に生産現場の情報を提供するとともに，消費者，生産者，事業者等による交流を推進し，相互理解を促進します。
- (ロ) 消費者，生産者及び事業者に係る団体との協働により相互理解を促進します。
- (ハ) 食材の安全性，選び方及び組み合わせ方を判断する力の習得を目的とした学校給食への地域食材の供給，地域活動等の食育を支援します。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
地方懇談会の開催	8回	10回

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

消費者，生産者，事業者及び県が協働して安全で安心できる食の実現を目指し，県民総参加運動を展開します。

- (イ) 条例に定める消費者の役割を理解し，その役割を積極的に果たそうとする消費者を消費者モニターとして募集します。また，消費者モニターとして登録できる環境を整備するために懇談会，研修会等を開催します。
- (ロ) 食の安全安心取組宣言の推進では，生産者及び事業者の食の安全安心取組宣言に向けた自主基準の作成及び公開を支援します。また，食の安全安心取組宣言を行った者の一層の理解を図るため，各種講習会を開催するとともに，ホームページ等を活用し，生産者及び事業者の自主基準，取組状況等の情報を提供します。
- (ハ) 多くの消費者が主体的に参画できるよう食の安全安心に関する知識習得のための各種講習会，みやぎ出前講座等を開催します。
- (ニ) 地方懇談会の開催等を通じ県民総参加運動の定着に向け普及啓発を推進します。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
食の安全安心取組宣言数	1,841者	10,000者
消費者モニター数	129人	1,000人
各種講習会の開催	9回	15回

□ 県民意見の施策への反映

食の安全安心の推進のためには、県民の意見を施策に反映することが大切であることから、様々な手法、機会を活用して県民の意見を十分に聴取し、施策に反映させます。

- (イ) 食の安全安心に関する意見、提言等の募集や、推進会議、地方懇談会や消費者モニター懇談会等を開催するなど広く県民の意見を聴取し、それらの意見を施策に反映させるように努めます。特に、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、遺伝子組換え作物等、県民の関心の高い事項については、県民の意見を十分に聴取し、施策に反映させます。
- (ロ) 食の安全安心に関する総合窓口や食の110番、食品表示110番などの相談窓口を活用し、県民が誰でも気軽に危害情報の申し出ができる環境づくりに努めます。県は、県民の危害情報に基づき、必要に応じ、事実確認調査を行い、情報が関係法令で対応すべき事項である場合は、関係法令に基づき速やかに対応します。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成16年度)	目標値 (平成22年度)
地方懇談会の開催(再掲)	8回	10回
消費者モニター懇談会の開催	1回	3回

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び連携強化

イ 体制の整備及び関係機関等との連携強化

食の安全安心に関する施策の総合的な推進及び緊急時における的確な対応のため体制の整備を図るとともに，関係機関等との連携を強化します。

- (イ) 知事を本部長とする対策本部を組織し，関係部局の横断的な体制の整備及び連携により食の安全安心確保のための施策を総合的かつ計画的に推進します。
- (ロ) 食と暮らしの安全推進課を中心に，関係各課に食の安全安心推進員を，各地方振興事務所に食の安全安心担当を配置し，食の安全安心の施策を推進するとともに，各保健所及び支所の食品衛生監視員による監視，指導等，全庁横断的な体制で食の安全安心の確保に関する施策を実施します。
- (ハ) 危害の発生等様々な事態に迅速に対応するため，みやぎ食の危機管理基本マニュアルにより危機管理を行います。
- (ニ) 高病原性鳥インフルエンザ等個別の危害に応じたマニュアルの充実を図ります。
- (ホ) 生産者の取組に対する支援及び安全な農水産物生産環境づくりに貢献し，もって，県民の食生活の安全安心に資するよう，試験研究の推進に取り組めます。
- (ハ) 食品の広域流通等に対応するため，国，都道府県，市町村との連携を図ります。特に，事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底については，県及び仙台市が食品衛生監視指導計画を策定し，及び連携して推進します。また，国に対し，食の安全安心の確立に必要な提言及び要望を行います。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

推進会議は、学識経験を有する者、消費者を代表する者並びに生産者及び事業者を代表する者により構成され、推進会議は、食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること、食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること、食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること等について情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる機関として、条例に基づき設置されています。また、推進会議を県民総参加運動の中心的な組織として位置付けます。

第5 計画の推進

食品安全行政は、保健福祉、産業経済等各行政分野と密接な関係があることから、農業・農村の振興に関する概ね十年を期間とする基本的な計画（平成18年2月変更予定）、水産業の振興に関する基本的な計画（平成16年6月策定）等の関連計画と連携及び調和を図りながら基本計画を推進する必要があります。また、計画を着実に推進するため、進ちよく状況の点検を行うとともに、推進会議に事業の進ちよく状況等の報告を行い、施策及び主な数値目標、施策の推進方向等についての意見を求め、施策に反映していきます。

さらに、県民への説明責任を果たすため食の安全安心の確保に関して講じた施策の進ちよく状況について、毎年度、議会に報告するとともに、広く県民に公表します。